

## 一般財団法人経済産業調査会役員報酬規程

平成 25 年 6 月 13 日制定

### (総則)

第 1 条 本財団の役員（理事及び監事）の報酬については、この規程の定めるところによる。

### (報酬)

第 2 条 一般財団法人経済産業調査会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務する役員に報酬を支給することができる。

2 理事の報酬は年俸とし、年俸の基準額は、次の各号に掲げる区分ごとの額とする。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 会長   | 12,000,000円 |
| (2) 理事長  | 12,000,000円 |
| (3) 専務理事 | 11,000,000円 |
| (4) 常務理事 | 11,000,000円 |
| (5) 理事   | 10,000,000円 |

3 理事の年俸の額は、年俸の基準額を上限として、その者の能力、経験、業務の実態及び本財団の業績等を考慮し、理事長が理事会の承認を得て決定する。

4 監事の報酬は年俸とし、評議員会の決議によって定める。

### (支払)

第 3 条 報酬の支払は、月割とする。

2 前項に基づく月割額は月の初日から末日までを当月分とし、毎月 25 日（その日が休日あるいは土曜日に当たるときは、その前日）に支給する。

### (年俸の日割計算)

第 4 条 月の途中において就任又は退任があったときは、その月の月割額は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算により計算された額とする。

2 前項の日割計算は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基準として計算する。

### (改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

### (実施細則)

第 6 条 その他、この規程の実施に必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 「財団法人経済産業調査会の常勤役員等の処遇に関する内規」（昭和61年1月17日制定）は廃止する。
- 2 この規程は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。